

〔試験の免除〕

第六十五条 次の表の上欄に掲げる者は、特級の技能検定に係る技能検定試験についてそれぞれ同表の下欄に掲げる試験の免除を受けることができる。

免除を受けることができる者	免除の範囲
特級の技能検定において実技試験に合格した者	同一の検定職種に係る特級の技能検定の実技試験（当該合格した実技試験が行われた日の翌日から起算して五年を経過した日の属する年の翌年（その日が一月一日から三月三十一日までの間のいずれかの日である場合にあっては、その日の属する年）の三月三十一日までの間に行われたものに限る。）の全部
特級の技能検定において学科試験に合格した者	同一の検定職種に係る特級の技能検定の学科試験（当該合格した学科試験が行われた日の翌日から起算して五年を経過した日の属する年の翌年（その日が一月一日から三月三十一日までの間のいずれかの日である場合にあっては、その日の属する年）の三月三十一日までの間に行われたものに限る。）の全部

一級の技能検定において学科試験に合格した者	能検定試験を受けようとするときに限る。）
当該検定職種に相当する免許職種に關し、職業訓練指導員試験に合格した者又は職業訓練指導員免許を受けた者	同一の検定職種に係る一級の技能検定の学科試験の全部（一級受検者が学科試験の試験科目を選択することとしてゐる検定職種に係る場合にあっては、一級受検者が当該合格した学科試験において選択した試験科目と同一の試験科目を選択して技能検定試験を受けようとするときに限る。）
厚生労働大臣が別に定める他の法令の規定による検定若しくは試験に合格した者又は免許を受けた者	一級の技能検定の学科試験の全部
当該検定職種に相当する応用課程の高度職業訓練に係る訓練科に關し、的確に行	厚生労働大臣が別に定める一級の技能検定の実技試験又は学科試験の全部又は一部
	一級の技能検定の学科試験の全部

当該検定職種に相当する応用課程の高度職業訓練に係る訓練科に關し、的確に行われたと認められる技能検査に合格した後、当該検定職種に關し五年以上の実務の経験を有する者	特級の技能検定の学科試験の全部
--	-----------------

2 次の表の上欄に掲げる者は、一級の技能検定に係る技能検定試験についてそれぞれ同表の下欄に掲げる試験の免除を受けることができる。

免除を受けることができる者	免除の範囲
一級の技能検定に合格した者	同一の検定職種に係る一級の技能検定の学科試験の全部
一級の技能検定において実技試験に合格した者	同一の検定職種に係る一級の技能検定の実技試験の全部（二級の技能検定を受ける者（以下「一級受検者」という。）が実技試験の試験科目を選択することとしてゐる検定職種に係る場合にあっては、一級受検者が当該合格した実技試験において選択した試験科目と同一の試験科目を選択して技

われたと認められる技能検査に合格した後、当該検定職種に關し三年以上の実務の経験を有する者	一級の技能検定の学科試験の全部
当該検定職種に相当する専門課程の高度職業訓練に係る訓練科に關し、的確に行われたと認められる技能検査に合格した後、当該検定職種に關し五年以上の実務の経験を有する者	一級の技能検定の学科試験の全部
当該検定職種に相当する訓練科に關し、短期課程の普通職業訓練（別表第五第一号に定めるところにより行われるものに限る。）の的確に行われたと認められる修了時の試験に合格した者で、当該訓練を修了したものである	厚生労働大臣が別に定める一級の技能検定の実技試験の全部
厚生労働大臣が別に定めるところにより一級の技能検定において実技試験に合格した者と同等以上の技能及びこれに關する知識を有す	一級の技能検定の学科試験の全部